

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、和歌山県立近代美術館（以下「館」という。）が実施する展覧会に係る図録製作等業務（以下「本業務」という。）の委託予定事業者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

2 業務年度 令和5年度

3 業務名 和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務

4 契約期間 契約締結日より令和5年9月28日まで

5 業務内容 別紙仕様書のとおり

6 委託予定額 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 委託予定事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- (1) 業務について、提案及び製作能力を有する者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。
- (3) 本業務について、仕様の変更等で臨機応変に対応できる能力を有する者であること。

8 委託予定事業者選定方法

- (1) 上記7に合致する者を選定するため、プロポーザルを実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。
- (2) プロポーザルにより提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしいと判断された者を委託予定事業者として選定する。

9 契約条件

8の(2)で選定された者と随意契約を締結する。

10 プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は同要綱附則第4項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者であり、その競争入札参加資格名簿の業務種目の大分類が「10 企画・広告・手配」、小分類が「3 デザイン企画制作・写真撮影」であること。また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱い基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

- (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村民税について、滞納していない者であること。
- (7) 印刷物製作等の企画及び運営能力が高く、十分な経験、実績を有している者であること。

11 プロポーザル実施機関及び問い合わせ先

(1) 担当課

和歌山県立近代美術館 総務課
和歌山市吹上一丁目4番14号
郵便番号 640-8137
電話番号 073-436-8690
ファクシミリ 073-436-1337
E-mail : oonisi_y0003@pref.wakayama.lg.jp

(2) プロポーザル説明会

プロポーザルに参加しようとする者は、必ず説明会に出席すること。
説明会に出席しない場合は、当プロポーザルに参加できないものとする。
参加予定者は、あらかじめ説明会への参加申込書を提出しなければならない。

ア 開催日時 令和5年6月21日（水） 午後2時から

イ 開催場所 和歌山県立近代美術館1階 応接室

和歌山市吹上一丁目4番14号

ウ 参加申込

(ア) 申込書 「プロポーザル説明会出席申込書」（様式1）を使用すること。

(イ) 申込期間等

a 期間

令和5年6月14日（水）から令和5年6月20日（火）まで。

ただし、和歌山県立近代美術館の休館日（月曜日）を除く。

b 時間

午前9時00分から午後4時00分まで。

(ウ) 申込場所 上記担当課

(エ) 申込方法 持参、ファクシミリ、郵送、メールのいずれかによること（申込期間内に必着すること。）

(3) プロポーザルの参加申込み

ア (2)の説明会に参加した者で、プロポーザル参加を希望する者は下記の書類を提出すること。

(ア) 「プロポーザル参加申込書」（様式2）

単独提案による場合は様式2-1を、共同提案による場合は様式2-2を使用し、提出すること。

(イ) 誓約書（様式3）

(ウ) 事業実績調書（様式4）

(エ) 使用印鑑届（様式5）

共同提案の場合は、幹事となる者（以下「幹事」という。）のみ提出すること。

(オ) 委任状（様式6）

申請者が代理人を選任した場合、提出すること。

(カ) 法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては当該個人の住民票で、発行後3箇月を経過していないもの。

(キ) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人事業者にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

- (ク) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3箇月を経過していないもの。
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 和歌山県が課する県税全税目
 - c 個人にあつては、在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）
- イ アの（ア）から（オ）に掲げる申請書類の用紙については、指定された用紙を使用すること。
- ウ 共同提案による場合は、幹事は幹事以外の者のアの（イ）、（ウ）、（カ）から（ク）までの書類をとりまとめ、提出すること。
- エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者の取扱い
和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者で、業務種目大分類が「10 企画・広告・手配」、小分類が「3 デザイン・写真」に登録している者は、次の書類を提出すること。
- （ア）単独提案
単独提案を行う者は、アの（ア）から（ウ）の書類に「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」（以下「参加資格決定通知書」という。）の写しを提出すること。また、単独提案を行う者が代理人を選任しているときは、代理人が提出できるものとする。
- （イ）共同提案
- a 幹事
幹事は、アの（ア）から（エ）の書類に「参加資格決定通知書」の写しを提出すること。また、幹事が代理人を選任しているときは、上記（ア）と同様にすることができるものとする。
 - b 幹事以外の者
幹事以外の者は、アの（ア）から（ウ）の書類に「参加資格決定通知書」の写しを提出すること。また、幹事以外の者が代理人を選任しているときは、上記（ア）と同様にすることができるものとする。
 - c 幹事は、幹事以外の者の書類をウと同様に行うものとする。
- オ 単独提案、共同提案の重複禁止
単独提案を行う者、共同提案による幹事及び幹事以外の者は、それぞれ他の単独提案を行う者、共同提案による幹事及び幹事以外の者に重複することはできない。
- カ 提出期限
令和5年7月5日（水）午後4時00分まで（厳守）
- キ 提出場所
上記（1）に掲げる担当課
- ク 提出方法
持参又は郵送によること。
- （4）プロポーザルに関する質問
実施要領に関する質問については、質問票（様式7）により行うこと。
- ア 提出期限
令和5年6月20日（火）午後4時00分まで（厳守）
 - イ 提出場所
11の（1）に同じ。
 - ウ 提出方法
持参、ファクシミリ、郵送のいずれかによること。
 - エ 質問に対する回答
質問に対する回答は、プロポーザル説明会で行う。

12 プロポーザルの実施方法等

（1）提出物

次に掲げるものを提出すること。

- ア 別紙仕様書及びプロポーザル説明会での説明事項を基にした図録の仕様計画書、コンセプトを説明する提案書
A 4判で5枚以内
- イ 館から提供する文章や図版を基に作成した図録の表紙と紙面デザイン
(提出物については、変更する場合があります、詳細は説明会にて通知するものとする。)
- ウ 過去の印刷物
過去に製作した図録等の冊子
サイズ等は問わない。なお、提出数量は1部までとする。
- エ 業務体制表
様式は自由とする。ただし、用紙の規格はA 4判による。
- オ 見積書 1部
宛名は「和歌山県知事」とし、税込み金額にすること。
なお、税抜き金額も表記すること。
費目については、印刷費、デザイン費を記入すること。費目の記載していない見積書は無効とする。
※当プロポーザルは提案内容及び業務体制執行能力等を競うものであるが、見積金額も審査の要素の一つとする。また、予定額を超えている場合は失格とする。
- カ ア、イ及びエの書類については、参加者名の記載しているものを1部、記載していないものを4部、ウについては1部、オについては1部を提出すること。
- キ 提出期限
令和5年7月6日(木)午後4時まで(厳守)
- ク 提出場所
11の(1)に同じ。
- ケ 提出方法
11の(3)のクに同じ。

13 審査方法

審査員による審査により総合的に評価し、委託予定事業者を決定する。

14 結果通知

プロポーザルの結果については、審査日の翌日から3日以内に各参加者に郵送により書面で通知する。

15 その他

(1) 提出書類の扱い

- ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 参加者が、本件プロポーザルに要した費用については、全て参加者が負担する。

【スケジュール】

- 1 プロポーザル説明会出席申込書提出期限
令和5年6月20日（火）午後4時00分まで（厳守）
- 2 プロポーザル説明会
令和5年6月21日（水）午後2時から
- 3 「プロポーザル参加申込書」等書類提出期限
令和5年7月5日（水）午後4時まで（厳守）。
- 4 提案書類提出期限
令和5年7月6日（木）午後4時まで（厳守）
- 5 審査実施
令和5年7月7日（金）
- 6 委託予定事業者決定通知
令和5年7月7日（金）
- 7 委託業務契約期間
契約締結日から令和5年9月28日まで

(担当課・問い合わせ先)

和歌山県立近代美術館 総務課 担当 大西

和歌山市吹上一丁目4番14号

郵便番号 640-8137

電話番号 073-436-8690

ファクシミリ 073-436-1337

E-mail : oonisi_y0003@pref.wakayama.lg.jp

(様式1)

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務
に係るプロポーザル説明会出席申込書

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・
製本業務に係るプロポーザル説明会に出席を申し込みます。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

担当者職氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

ファクシミリ _____

メールアドレス _____

(様式2-1)

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務
に係るプロポーザル参加申請書

和歌山県知事 様

所在地

名 称

代表者

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務に係るプロポーザルに参加を申し込みます。

なお、参加申込みに際し、下記関係書類も併せて提出します。

記

関係書類

- 1 誓約書(様式3)
- 2 事業実績調書(様式4)
- 3 使用印鑑届(様式5)
- 4 委任状(様式6)(申請者が代理人を選任した場合に限る。)
- 5 法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては当該個人の住民票で、発行後3ヶ月を経過していないもの。
- 6 財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- 7 納税証明書(発行後3ヶ月を経過していないもの)
 - (1) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (2) 和歌山県が課する県税全税目
 - (3) 個人にあっては、在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- 8 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格(業務種目大分類が「10 企画・広告・手配」で、業務種目小分類が「3 デザイン企画製作・写真撮影」)を有する者については、上記1、2及び「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写し

令和 年 月 日

担当者 職氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

ファクシミリ _____

メールアドレス _____

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務
プロポーザル参加申請書 (共同提案)

和歌山県知事 様

(幹事)

所在地

名 称

代表者

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務に係るプロポーザルに参加を申し込みます。

なお、幹事者及び別紙の共同提案者から構成される共同体を結成します。

また、参加申込みに際し、下記関係書類も併せて提出します。

記

関係書類

- 1 誓約書 (様式3)
- 2 事業実績調書 (様式4)
- 3 使用印鑑届 (様式5) (幹事に限る。)
- 4 委任状 (様式6) (申請者が代理人を選任した場合に限る。)
- 5 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては当該個人の住民票で、発行後3箇月を経過していないもの。
- 6 財務諸表 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- 7 納税証明書 (発行後3箇月を経過していないもの)
 - (1) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (2) 和歌山県が課する県税全税目
 - (3) 個人にあっては、在住市町村が課する個人住民税 (県・市町村民税)
- 8 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格 (業務種目大分類が「10 企画・広告・手配」、業務種目小分類が「3 デザイン企画製作・写真撮影」)を有する者については、幹事にあっては上記1、2及び3並びに「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」(以下「参加資格決定通知書」という。)の写し、幹事以外の者には上記1、2及び「参加資格決定通知書」の写し

令和 年 月 日

(幹事)

担当者 職氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

ファクシ _____

メールアドレス _____

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務
プロポーザル参加申請書 (共同提案)

幹事の名称

(幹事以外の共同提案者)

名 称	社印
代表者	印
住 所	〒 —
名 称	社印
代表者	印
住 所	〒 —
名 称	社印
代表者	印
住 所	〒 —

誓約書

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務に係るプロポーザル参加申請において、下記事項に相違ないことを誓います。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- 3 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示台1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は同要綱附則第4項の規定により入札参加資格を有するとみなされた者であり、その競争入札参加資格名簿の業務種目の大分類が「10 企画・広告・手配」、小分類が「3 デザイン企画制作・写真撮影」であること。
- 4 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- 5 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- 7 国税、県税及び市町村税について滞納していないこと。
- 8 印刷物製作等の企画及び運営能力が高く、十分な経験、実績を有していること。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
名称

代表者

印

担当者 職氏名 _____
連絡先 電話番号 _____
ファクシミリ _____
メールアドレス _____

事業実績調書

1	(1)業務名	
	(2)契約先	
	(3)契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	(4)内容	
2	(1)業務名	
	(2)契約先	
	(3)契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	(4)内容	
3	(1)業務名	
	(2)契約先	
	(3)契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	(4)内容	

※契約書及び仕様書等の写しを添付してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者



担当者 職 氏 名 _____

連絡先 電話番号 _____

ファクシミリ _____

メールアドレス _____

(様式5)

使 用 印 鑑 届			
和歌山県知事 様		令和 年 月 日	
申 請 者	住所又は所在地	〒 ー	
	(フリガナ) 名 称 ※個人事業者は、商号、 屋号等を記入	社印	
	(フリガナ) 代表者職氏名 ※個人事業者は、その者 の氏名	印	
下記の印鑑を見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求及び代金の受領のために使用 しますのでお届けします。			
法人事業者の使用印			個人事業者の使用印
申 請 者	社 印	代表取締役等が営業に使用する印	社 印 等
申 請 者 の 代 理 人	支店等の印	代理人である支店長等が営業に使用する印	営業に使用する印
	支店等の 所在地		[Grayed out area]
	(フリガナ) 支店等の名称		
(フリガナ) 代理人の職氏名			

(注) 1 法人事業者が代理人を選任する場合には、下記の表の「申請者」欄への押印は、省略できること。

2 押印しない押印欄は、斜線で抹消すること。

(様式6)

委 任 状

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所又は所在地

商号又は名称

社印

代表者職氏名

実印

私は、和歌山県との取引において、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで次の権限を委任します。

ただし、上記の期間内に契約を締結したものにかかる代金の請求、受領については、期間後もなお効力を有するものとする。

記

1 代理人

住所又は所在地

商号又は名称

社印

職氏名

実印

2 委任事項

和歌山県立近代美術館トランスボーダー展図録編集・デザイン及び印刷・製本業務に係る

- (1) 見積について
- (2) 契約の締結について
- (3) 納品及び取引について
- (4) 代金の請求及び受領について
- (5) その他契約に伴う一切の権限について

